

循社第829号

千葉県環境審議会 様

千葉県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項の規定により、千葉県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画を策定する必要があるため、同条第3項の規定により下記のことについて諮問します。

令和8年1月5日

千葉県知事 熊谷俊人  
（公印省略）

記

千葉県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画について

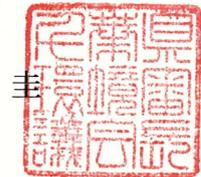


環 第 1 1 1 8 号  
千 環 審 第 3 1 号  
令 和 8 年 1 月 9 日

千葉県環境審議会

廃棄物・リサイクル部会長 岡 山 朋 子 様

千葉県環境審議会  
会長 佐 藤



審議事項の部会への付議について

令和8年1月5日付け循社第829号で千葉県知事から諮問のあった下記事項について、  
千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、貴部会に付議します。

記

千葉県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画について